

〈介護保険(訪問介護)〉と〈家政婦〉併用サービス

介護保険では「対応できない仕事」「単位数が足りない」などでお困りの方に「**介護保険**」と「**家政婦**」の併用をご提案します。

1人のヘルパー（家政婦で、ヘルパーの資格を持っている者）が、お客さま宅で「ある時間は家政婦」として、また「ある時間は介護保険のヘルパー」として働くことは、条件付きで厚生労働省から認められています。

（厚労省 事務連絡 平成17年9月14日）

（例）8時間勤務：9時～17時勤務の場合

介護保険	家政婦	介護保険	家政婦	介護保険
9:00～10:00	10:00～12:00	12:00～13:00	13:00～16:00	16:00～17:00

介護保険の時間帯

ケアマネジャーのケアプランに基づいた介護サービスの提供

（例）身体介護：排泄介助、食事介助、更衣介助など
生活援助：掃除、洗濯、調理など

家政婦の時間帯

お客さまのご希望されるサービスの提供

（例）ご利用者様以外の方（ご家族等）の家事
お話し相手、見守り
介護保険範囲外の一般的な家事など
介護保険では対応できないサービスのご提供ができます。

お客様のご負担

介護保険 … 利用者負担金（収入により1割から3割負担）

家政婦 … 勤務時間から、介護保険の時間を引いた金額

* 上記（例）の場合は、8時間勤務の賃金から、介護保険利用の3時間を引いた金額となります。

併用利用のメリット

- ☆ 一人のヘルパーが、一日を通して責任をもって仕事をさせていただきます
- ☆ 家政婦の賃金が、介護保険利用時間分はかかりませんので費用負担が軽減されます
- ☆ 家政婦の交通費のご負担がありません（但し仙台市内）